



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年1月19日金曜日 第476号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....（保健福祉課）.....32  
 指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）.....32  
 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（ " ）.....32  
 介護機関（介護予防事業者）の指定.....（ " ）.....33  
 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....（ " ）.....33  
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）.....33  
 道路の区域変更（一般国道317号）.....（東予地方局今治土木事務所）.....33  
 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）.....34  
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）.....34  
 道路の供用開始（県道蔭淵下波線）.....（南予地方局管理課）.....34

## 正 誤

令和5年12月22日付け第471号愛媛県告示第1296号（道路の区域変更（県道上猿田三島線外）欄中.....（東予地方局四国中央土木事務所）.....34  
 令和5年12月22日付け第471号愛媛県告示第1297号（道路の供用開始（県道上分三島線外）欄中.....（ " ）.....35

## 告 示

### ○愛媛県告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和6年1月19日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
にしおか歯科	伊予市灘町117	令和5年10月30日
アイン薬局 大町店	西条市大町703番地3	令和5年11月1日
アイン薬局 金生町店	四国中央市金生町下分12-49-1	令和5年11月1日
すみれ調剤薬局	今治市石井町四丁目5-50 アイディヒルズ102号	令和5年11月1日

### ○愛媛県告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、

### ○愛媛県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和6年1月19日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社 メディシス	松山市高野町甲1番地1	ハート調剤薬局	西条市大町755番11	令和5年9月1日

指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年1月19日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
たはら薬局	南宇和郡愛南町御荘平城2049	令和5年10月13日
ひまわりクリニック	新居浜市泉宮町3-13	令和5年10月20日
西岡歯科医院	伊予市灘町136	令和5年10月29日
アイン薬局 大町店	西条市大町703番地3	令和5年10月31日
アイン薬局 金生町店	四国中央市金生町下分12-49-1	令和5年10月31日
すみれ調剤薬局	今治市石井町四丁目5番50号 アイディヒルズ102号	令和5年10月31日

日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤 壬生川薬局	西条市壬生川125	令和5年11月27日
----------	-----------------	------------	-----------	------------

○愛媛県告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。  
令和6年1月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社 メディシス	松山市高野町甲1番地1	ハート調剤薬局	西条市大町755番11	令和5年9月1日
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	日本調剤 壬生川薬局	西条市壬生川125	令和5年11月27日

○愛媛県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。  
令和6年1月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
えひめ南農業協同組合	宇和島市栄町港3丁目303番地	J A えひめ南ホームヘルプサービス事業所	宇和島市佐伯町2丁目乙1918番7	令和5年12月31日

○愛媛県告示第44号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。  
令和6年1月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

（東予地方局農林水産振興部今治支局水産課管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
今治市大三島町野々江364 西村 秀 寿	今治市大三島町宮浦5732 丸山 鉄 夫	今治市上浦町瀬戸230-2 藤本 和 夫	大三島	愛媛県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間  
令和6年1月19日から2月2日まで
- (2) 縦覧場所  
東予地方局農林水産振興部今治支局水産課

○愛媛県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和6年1月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	317号	今治市玉川町龍岡上字力石甲673番2地先から 同市同町龍岡上字垣窪甲500番1地先まで	旧	メートル 7.1~23.9	キロメートル 0.700	
		今治市玉川町龍岡上字力石甲673番2地先から 同市同町龍岡上字垣窪甲500番1地先まで	新	10.1~38.0	0.700	

○愛媛県告示第46号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年1月19日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-2)第15897号	令和3年2月20日	インテリア八宝	峯岡 安則	伊予市中山町中山丑359-1	令和5年12月8日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-5)第16387号	令和5年10月22日	星晃設備工業(株)	星加 逸人	松山市南吉田町2638	令和5年12月11日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-1)第11845号	令和2年2月24日	(株)拓殖	水谷 香	松山市南江戸4-7-24	令和5年12月12日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-4)第3332号	令和4年4月14日	(株)多賀住宅設備	多賀 達夫	松山市松前町3-2-9	令和5年12月18日	建築工事業 管工事業	建設業の廃止
(般-2)第10336号	令和2年11月9日	(株)共同建設工業	西岡 正起	松山市勝岡町221	令和5年12月22日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年1月19日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建(開)第32号 令和6年1月10日	東温市樋口字宮地甲769番	東温市田窪332番地1 藤岡萬建設株式会社

○愛媛県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔣淵下波線	宇和島市下波2322番2から 同市下波2386番2まで	令和6年1月19日

正 誤

○正 誤

令和5年12月22日付け第471号愛媛県告示第1296号（道路の区域変更（県道上猿田三島線外）欄中

ページ	箇 所	誤	正
1331	表 区域変更の区 間欄中 上から3段目	四国中央市富郷町寒川 山乙993番7地先 同町寒川山乙862番1 地先	四国中央市富郷町寒川 山乙993番7地先から 同町寒川山乙862番1 地先まで

1331	表 区域変更の区 間欄中 上から4段目	四国中央市富郷町寒川 山乙993番7地先 同町寒川山乙862番9 地先	四国中央市富郷町寒川 山乙993番7地先から 同町寒川山乙862番9 地先まで
------	------------------------------	--	--

○正 誤

令和5年12月22日付け第471号愛媛県告示第1297号（道路の供用開始（県道上分三島線外）欄中

ページ	箇 所	誤	正
1331	表 供用開始の区 間欄中 上から3段目	四国中央市富郷町寒川 山乙993番7地先 同町寒川山乙862番9 地先	四国中央市富郷町寒川 山乙993番7地先から 同町寒川山乙862番9 地先まで